

野木先生の懲戒解雇について

野木先生の懲戒解雇裁判問題で、市民オンブズマンが大学に対して質問状を出したそうだが、その一連の文章が私の所にも送られてきた。

執筆者が名前を名乗っている訳だからいわゆる怪文書とは違う。色々な人が色々な角度から物を言うのは、自由であるし、別に大学に質問状を出したからと云ってそれがどうしたの、という感じで読んだ。

我々が大学に出した時の質問状と左程変らない。ただ書き方が我々のウヨウヨ的なのに対して、今回はサヨク的かな？と感じたくらいかな。一部、看過出来ない場面は、我々が大学に抗議した時の面にも触れてあったが、決着についての矛盾や法令順守の点から明確にして欲しい、と書いてあった。

私はこの件について、「知りたい人から問われれば、誰の前にも行って説明しますよ」とブログにも書いた筈だ。この執筆者だって私に連絡をくれれば、いつでも説明してやる。大学の組合も大澤理事長の説明で納得がいかないんだったら、藤元先輩や私を呼べばいい。どんな質問にも答えてやる。

この文章を読んで、私は大学が何何でも野木先生を懲戒解雇にしようとしている気持ちが分った。野木先生の人となりについては何度かこれまでに書いてきた。

恐らくこの執筆者は野木先生と最近知り合った男だろう。昔から知ってる者なら陰からは支援はしても名を名乗ってまで支援はしない。リスクが大きいかからだ。

また野木先生もいよいよここまで追い込まれたか、という実感もある。我々が戦っている時、野木先生は我々の側にいた。当時、大学側からは一緒と見られた位だ。

我々はOBではあっても、外部の人間だから何でもアリの言動は可能であ

るが、野木先生の場合、当時までは学校から給料を貰う内部の人間の筈だが、言動にしばしば限度を超えている場合を殆どの人が感じていたろう。時にはブローカー並みの言動もあった。我々が大学と和解した後に怪文書が出た時、その者に対しての警告として、その中でも触れたが野木先生も和解すべきたった。「時」を逃したのだ。あの時なら円満退職もあった。我々も和解時に「しこりが無いように」と大学執行部をお願いした。

しかし我々の行動が終了した後も野木先生は独自に動いた。大学当局は野木先生の行動の陰には常に我々がいる、という解釈をしていた節があり、我慢に我慢を重ねていたらしい。しかし今回の我々との和解で、実は野木先生と我々との考えや行動は必ずしも一致しないという事が分って今までの「思い」が爆発したのだろう。大学当局といえども人の集まりだから感情もある。煮え湯を飲まされ続けた野木先生の後ろに多勢のうるさ型がいる為、我慢せざるを得なかった、という思いがある。「幽霊の正体見たり枯れ尾花」という事が分れば一気に感情が爆発した。あれだけ優秀な法学者が何人もいながら、その気持ちを代弁する言葉が大学側の代理人弁護士という言葉に集約されている。

裁判官が「何故、今、懲戒解雇なのか」と尋ねた際、代理人が「前々から辞めて貰いたかった。それが、たまたま今回という事です」と答えたと書いてある。余程感情が先に出たのだろう。代理人の発言に賛意を持つ人は学内に多い。

だがこの裁判は懲戒解雇が無効か有効かを争う地位確認の労働裁判であるから、当然、労働者に有利に出来ている。そこを大学側は見誤ったと言える。

先ず大学側の手続きに瑕疵があった。感情が先走って大学の理事長名で懲戒処分をしてしまったことである。野木先生の場合、教員だから先ずその所属する学部の教授会で懲戒処分を決定し、その後、理事長或いは学長と順番

を踏むべきであったが、それがなされていないというのが一番の問題だった。

野木先生の所属する武徳研究所は教授と言っても授業も持たず、実質5、6人の部署で学部と呼べるかどうか、という問題もあつて執行部も勘違いしたのだろう。実際は何年も前から武徳研究所は教職員間では学部的な見方はされておらず、いつ無くなつてもおかしくない部署であつたが、野木先生問題でズルズルと延びていたらしい。しかし二代目学長時代にちゃんと手続きを踏んで設立されていた。

労働法で言えば学校で公認した研究所は学部と同等の認識で所長の意見が教授会決定意見に当るらしい。因みに武徳研究所所長の中島先生が裁判所に提出した書面は「在職中、野木先生は何の問題もなかった」というものであつた。「教授会決定」で何の問題も無い人をどうして懲戒解雇にするんですか、という話になるのである。

中島先生の立場からすれば、苦学を共にした長年の上司である訳だから、頼まれればこのような形でしか書けないのも頷ける。それに本人も自分の一文がこの裁判で勝敗を決定する重要な証言になつたと聴いて驚いているのではないか。我々利害関係のない部外者とは立場が違う。本音は語れないだろう。

労働裁判では手続きに瑕疵があれば、後からアレもダメ、コレもダメ、こういうこともあつた、と幾ら効果、有効、技有を何十個追加しても一本にはならない、というのだ。そこで一度は懲戒解雇は無効とする判決が出た。

しかし今は判決が出た当時の支援者と弁護士は野木先生を離れた。野木先生の弱点はここなのだ。付き合いが長続きしない。判決を不服として学校側は異議を申し立て、現在、訴訟は継続中なのである。野木先生は対抗措置として、今回、執筆者が書いたような内容を色々な雑誌社やフリーライターに持ち込んでいた。

私の所にも何人かから問い合わせがあった。私はいつもありのままを答えた。中には私から学校へ仲介の話をしてくれないか、と言うのもあった。私は時期を逃したことで、野木先生の「円満退職が出来たら今後学校に関知しない」という言葉に不安があつて申し出を断つた。その延長線上で今回の執筆者が見つかったのだろう。

右に頼み、マスコミを回り、今度は左へ。必死さは分るが余りに節操がなくはないか。それから中村誠先輩のことを「殺人者が公の場へ出ることで自体許されることではない」という表現があつたが、中村先輩は服役を務め上げ、今では立派に社会人として復帰し、もう二十年近く経っているではないか。禊は終つたのではないか。

どこから手に入れたか知らないが、野木先生もこういう物を持ち歩き、撒き散らすべきではない。明らかに名誉毀損であり、プライバシーの侵害だ。

中村先輩は出所して暫らく後、突然訪ねて来られたことがあつた。その時は「自分は全て引退して引つ込むから君達が頑張れ」と励ましを頂き、以来ずっと会っていないが、今年になつて突然、自分の全てを話したいと電話があり、事務所の近くまで訪ねて来られた。そこであの殺人事件に到つた話を聴いたのである。

私は全く知らない話ばかりだつた。「ぜひ敬天新聞社で実名で書いてくれ。君に全ての許可をやるから」と言うことだつた。私は応諾した。野木先生の話も多く出たが、野木先生にはとても不利な話だつた。初めは本として出版する。映画にする話も来ているらしい。だけど先ず敬天新聞で書いていい、ということだつた。私もすっかりその気でいたのだが、その日の夜、電話が掛かってきて「自分が唯一信頼している先輩がいるので、その人に会つてくれ。その人の了解だけ貰いたい」と言うことだつた。

何日か後、その先輩と中村先輩と私の三人で渋谷であつた。その人も詳し

く当時の経緯を知っているようだった。その人の意見は「今はまだ書くべきじゃない」という意見だった。その日の夜、中村先輩から電話があり、「やっぱりまだ書かないでくれ」だった。確かに書けばまた格好の話題になり、漁夫の利として利用される可能性もある。私も了承した。

例えばこんな話もあった。精養堂が何かと自分は学校を助けた、と発言するらしいが、中村先輩の話によると、本来学校に払うべき上納金（当時）を学校に払わないで安宅先生に払っていたのが、反安宅派にバレて追及され、慌てて全額学校に一括払いしたことがあり、それが元で一社では癒着が起るとアンブランの前身社が入店する切っ掛けになったらしい。

私は野木先生と感情的対立者が前理事長の佐伯先生なのか現理事長の大澤先生なのか訴訟担当者の福本なのか知らない。

犯罪性のある具体的な事例を出して攻めれば別だが、抽象的な批判をするだけでの注意喚起を促すだけでは、とても打撃を与える所までは行かないだろう。それよりも野木先生の方が話題は常に豊富である。

例えば二年前にやった国士舘後援会設立記念パーティに於いては華々しく打ち上げたが、その後がないし。野木先生の場合、発会式はいつも素晴らしい。この時全てのエネルギーを使ってしまうのか、殆ど一周年日はない。この時もあまり御祝いが集まった気配はなかったので、大変だろうなー、良くあれだけやれるなー、金も掛かったろうに、と思っていたら案の定、あのパーティをやるに当って共同開催し後援会長に就任した川阪進治氏がどこからか一億引っ張って来て、野木先生と五〇〇〇万円づつ半使いた、という話である。こういう話が出てくると金を引っ張る為にあのパーティを企画したのではないか、という疑いさえ出てくる。パーティの名前で学校側と一悶着あったのは記憶に新しい所である。

私でさえ、学校側から執行部が一人も参加しないのに後援会というのはお

かしい、名前は変えた方がいい、と進言したぐらいだった。

この執筆者は我々の時の和解は、何故、最後まで訴えを正当として全うしなかったのか、と言いながら野木先生の件では訴訟を継続させている経緯は論外である、と述べているが、自分の主張の矛盾には気づいていない。裁判所は法的に決着をつけるが、人の心の中までは裁けない。だから和解を進める裁判もある。我々の時には公安も認める程の立派な人物が居て、その人の説得力と人徳力到我々が納得し、解決に到った訳であって、野木先生の場合には誰も仲介に入ろうとしないだけの話ではないか。

裁判所の和解という説得には応じられないほどの感情的縛れがあるということである。だからこそ野木先生はこの執筆者の所へ相談に行く前に人を通じて私や藤元先輩の中に入れてくれないか、という話があったのである。我々が話をすれば是々非々ではあるが、人間関係を築いている分、少しは理解して貰えるかもしれないが、先ずは野木先生の謝罪が先だろう。

それでも過去に謝罪・翻意を繰り返してきた経緯があるだけに仲介には尚、皆躊躇するのである。それにしても中村先輩の判決文を持ち歩いているようでは、誰にも理解して貰えないだろう。もし私が進言するなら、オンブズマンなんか頼らないで周りを巻き込まないで自分一人で命を賭けて潔い戦いをやった方がよい。堂々と先頭を切る。表に出る。相手と刺し違える本物の覚悟が野木先生には必要だろう。

平成二十二年六月五日

敬 天 新 聞 社

社 主 白 倉 康 夫